

山梨県私立専修学校の設置等の認可に係る審査基準

(趣旨)

第1条 私立専修学校（以下「専修学校」という。）の設置及び廃止、課程の設置及び廃止、目的の変更並びに設置者の変更の認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）、私立学校法（昭和24年法律第270号）及び専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。）その他関係法令によるほか、次の基準によって審査する。

(設置者)

第2条 専修学校の設置者は、学校運営の安定性、継続性及び公共性を確保するため、原則として、学校法人又は準学校法人とする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(名称)

第3条 専修学校の名称は、その設置する分野及び課程にふさわしいものであり、かつ、既存の専修学校と同一又は紛らわしいものであってはならない。

(自己評価等)

第4条 専修学校は、その教育水準の向上を図り、当該専修学校の目的を実現するため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら適切な項目を設定し、当該項目の点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、当該専修学校の設置者に報告しなければならない。

(情報の積極的な提供)

第5条 専修学校は、その教育活動等について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するよう努めなければならない。

(立地条件)

第6条 校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものであり、かつ、その役割を十分に果たすことが期待されるものでなければならない。

(教育上の基本組織、学科)

第7条 専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程には、専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織（以下「基本組織」という。）を置くものとする。

2 基本組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。

3 基本組織には、昼間において授業を行う学科（以下「昼間学科」という。）又は夜

間その他特別な時間において授業を行う学科（以下「夜間等学科」という。）を置くことができる。

- 4 昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織には、通信による教育を行う学科（当該基本組織に置かれる昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものに限る。以下「通信制の学科」という。）を置くことができる。
- 5 通信制の学科は、通信による教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について置くことができる。

（生徒数）

第8条 生徒総定員は、原則として80人以上とする。

- 2 設置する分野及び課程ごとの定員は、40人以上とする。
- 3 同時に授業（通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）を含む。）を行う生徒数は、原則として40人以下とする。ただし、特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。

（通信制の学科における授業の方法等）

第9条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、又はその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこれらにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と対面授業との併用により行うものとする。

- 2 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、設置基準第13条第1項の方法による授業を加えて行うことができる。
- 3 印刷教材等による授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。
- 4 通信制の学科における授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとする。

（通信による教育を行う区域）

第10条 通信制の学科において、通信による教育を受ける生徒の住所が、山梨県以外の都道府県に及ぶ場合は、当該都道府県の意見等を踏まえ、その必要性が特に認められるものでなければならない。

- 2 通信による教育を行う区域は、通信制の学科を置く専修学校の本校等への通学に支障のない範囲で定めなければならない。

（主たる校地から遠く隔たった場所に設けられる施設における指導の体制等）

第11条 通信制の学科を置く専修学校は、主たる校地から遠く隔たった場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合には、主たる校地において指導を行う教

員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を適切に行うための体制を整えるものとする。この場合において、当該施設は、山梨県内に置かなければならない。

(校長)

第12条 校長は専任でなければならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がなく、校長に代わって校長の職務を遂行できる専任の教員を配置する場合は、この限りではない。

(教員数及び教員の資格)

第13条 教員の数は、設置基準第39条及び第40条の規定による。

2 教員の資格については、設置基準第41条から第43条までの規定による。

(年次計画による教員の採用)

第14条 学校設置に際して、完成年度までの全体計画が確立しており、その実施について財政措置が確実であり、かつ、教育上支障がない場合には、教員を年次計画により採用することができる。

(施設)

第15条 専修学校の施設及び設備は、教育上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

2 校地の面積については、設置基準第45条第1項の規定による。

3 校舎の面積については、設置基準第47条及び第48条第2項の規定による。

4 施設については、設置基準第46条及び第48条第1項の規定による。

5 講義室の数は、学級数と同数を確保しなければならない。ただし、通信制の学科については、他の学科と施設を兼用することができる。

(教具、校具及び設備)

第16条 専修学校は、目的、課程及び生徒数に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本及び図書を備えなければならない。

2 学校の規模に応じて、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

3 学校の規模に応じて、防火及び消火に必要な設備を備えなければならない。

4 夜間において授業を行う学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

(施設、設備等の所有)

第17条 校地、校舎、設備等は、原則として自己所有であり、かつ、負担附(第21条第1項第2号に規定する借入金に係る担保を除く。)でないものでなければならない。ただし、特別な事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合で、次の各号に該当する

ときは、この限りでない。

- ① 校地又は校舎について、国、地方公共団体等から借用等をする場合
- ② 校地及び校舎（通信制の学科において、主たる校地から遠く隔たった場所に、面接による指導を行うために設置するものに限る。）を長期間（おおむね20年以上とする。）の契約により借用する等長期にわたり安定して使用できると認められる場合
- ③ リース契約による使用が常態となっている設備を借用する場合

（他の学校等の施設、設備の使用）

第18条 専修学校は、教育上及び安全上支障がない場合は、同一敷地又は隣接地に併設される同一の設置者の設置する他の学校の校舎（講義室を除く。）、施設及び設備を使用することができる。

（他の養成機関）

第19条 設置しようとする学校及び学科が、看護師養成所等他の法令に基づく指定養成施設の指定等を要する場合にあっては、国等の指定権者の指定等を受けられることが確実でなければならない。

（年次計画による施設、設備の整備）

第20条 学校設置に際して、完成年度までの全体計画が確立しており、その実施についての財政措置が確実であり、かつ、教育上支障がない場合には、施設及び設備を年次計画により整備することができる。

（設置経費及び経常経費）

第21条 学校の設置に係る経費は、原則として全額を設置しようとする者の自己資金によらなければならない。ただし、学校運営上支障がなく、次の各号のすべてを満たす場合は、この限りでない。

- ① 負債額が設置経費の3分の1以内であること。
 - ② 日本私立学校振興・共済事業団又は確実な金融機関等が行う貸付による負債であること。
 - ③ 適正な償還計画があり、学校設置後の各年度の償還額（元利合計）が完成年度相当年数経過後の当該学校に係る年間事業活動収入の5分の1以内であること。
 - ④ 設置しようとする者の総負債額が総資産の3分の1以内であること。
- 2 特別な事情がある場合を除き、学校を設置しようとする者は、開設年度の経常経費について必要な運用資金を保有していなければならない。
 - 3 開設年度から少なくとも2年間の学校運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学金等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められるものでなければならない。
 - 4 前項の計画に係る年間の生徒納付金の総額は、年間の経常的経費のおおむね1.

5倍相当額の範囲内でなければならない。

(既に学校を設置している者の専修学校新設)

第22条 既に他の学校を設置している者の専修学校の新設については、第2条から前条までの規定を準用する。ただし、既に設置している他の学校の管理運営について次の各号のすべてを満たさなければならない。

- ① 法令、寄附行為等により適正に管理運営されていること。
- ② 役員間による訴訟その他の紛争がないこと。
- ③ 借入金の償還が適正に行われていること及び公租公課の滞納がないこと。
- ④ その他適正を期しがたいと認められる事実がないこと。

(専修学校の課程の設置等)

第23条 専修学校の課程の設置及び目的の変更(第25条に規定する目的の変更を除く。)については、第3条から第19条までの規定を準用する。

(設置者の変更)

第24条 専修学校の設置者の変更については、第2条から第19条までの基準を準用する。

2 変更後の専修学校は、従前の専修学校との同一性を有するものでなければならない。

(専修学校の廃止、課程の廃止等)

第25条 専修学校の廃止、課程の廃止及び学科の廃止による目的の変更については、次の各号を満たさなければならない。

- ① 在籍する生徒及び教職員について、適切に措置されていること。
- ② 指導要録等の保管が確実であること。
- ③ 校地、校舎、設備等の処置が適切であること。

附 則

1 この基準は、平成16年4月1日から施行する。

2 この基準の施行の際、現に設置されている専修学校は、この基準に適合するよう努めなければならない。

附 則

この基準は、平成24年10月9日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行し、改正後の第17条の規定は、同日以後に認

可するものから適用する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。